

(別紙4) 組織体制

- 利益を追求するが私的分配はしない、公共目的に活用する一般社団法人（非営利法人）とする。
 - ・組織の目的は、地域全体の活性化であり、株式会社のような構成員への利益の分配ではなく、公共性の高い事業を行うことから、「非営利法人」とします。
 - ・原則として事業目的に制限がなく、収益事業を行うことができる『一般社団法人』とします。

理事会

○理事：10名

- ・社員総会で決定する法人の意思決定機関。
- ・観光地域づくりに関わる民間人と関係部署の行政職員で構成する。
- ・弾力的な事務執行のため、事務局長は業務執行理事を兼ね、理事の人数は必要最小限とする。

○監事：2名

事務局（業務執行組織）

○事務局長：1名

- ・弾力的な事務執行のため、事務局長は業務執行理事を兼ねる。

○事務局：10名程度

- ・[総務] [企画営業] [広報宣伝] [滞在交流事業] 等を担当する民間手法を経営感覚を持った専門人材を確保する。
- ・事務所は、交流センターみらい及び旧松川青年の家に置く。
- ・観光地域づくりに関わる行政職員、民間組織の出身者（地域おこし協力隊、嘱託職員等）で構成する。

社員（社員総会）

- ・従業員という意味ではなく、一般社団法人を構成する会員のこと。
- ・会費納入により社員となる。
- ・町、商工会、JA、くだもの観光協会、町料飲組合、南信州松川りんごワイン振興会、事業者・個人等を想定

観光・交流
地域づくり
アドバイザー
高砂樹史氏

部会

- ・観光局が行う事業や連携事業について情報共有、意見交換を行う場とする。
- ・広報宣伝部会、農の験部会、自然体験部会等

関係団体連絡会議等

- ・観光まちづくりに関係する団体の代表者と情報共有や意見交換を行う場
- ・行政との情報交換や連携を行うための会議を定期的開催する。

○理事会（役員）

理事会（役員）の構成の考え方及び具体的な理事会構成案については、設立検討委員会で原案を検討し、準備委員会において案を決定します。

（理事／10名）

| 役割 | 出身団体等 |
|----------------------|------------------------------------|
| 理事長（1名）【非常勤】（代表理事） | 観光地域づくりに関わる民間人と関係部署の行政出向職員等で構成します。 |
| 副理事長（1名）【非常勤】 | |
| 理事（7名）【非常勤】 | |
| 事務局長（1名）【常勤】（業務執行理事） | |
| 監事（2名） | |

【基本的な考え方】

- ・ 責任感の強い理事会とするため、月に1回程度の理事会を開催し、経営指標や財務諸表等に基づき、経営判断を行うことを想定しています。
- ・ 理事選出の考え方としては、検討委員会での議論や議会からの意見等を踏まえ、「経営判断を行うための経験を有した方」で、「南信州まつかわ観光局（仮称）の設立検討委員会や観光交流地域づくり戦略会議に携わっていただいている方」に、就いていただくことが理想的ではないかと考えています。
- ・ 法人が、利益を追求するが私的分配しない、公共目的に活用する一般社団法人であることから、理事については（業務執行理事を除き）、非常勤（無報酬）と想定しています。
- ・ 具体的な理事構成（案）については、上記考え方及び町理事者の方針等を踏まえ、準備委員会において検討します。